

一般県道 砂原四方寄線（池上工区）外 1 工区環境影響評価
事業実施後調査等業務委託 特記仕様書

第 1 条（総則）

本特記仕様書は、「一般県道 砂原四方寄線（池上工区）外 1 工区環境影響評価事業実施後調査等業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

なお、本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、地質・土質調査業務共通仕様書（熊本市 令和 7 年 10 月）、設計業務等共通仕様書（熊本市 令和 7 年 10 月）（以下「仕様書」という。）に準拠しなければならない。また、これらに記載していない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。

第 2 条（法規遵守）

受注者は、業務の履行にあたり、下記に示すほか、この業務に係る法令、規則、通知基準、指針を違反のなきように遵守しなければならない。

- ・ 環境影響評価法
- ・ 熊本市環境影響評価条例
- ・ 熊本県環境影響評価条例
- ・ 道路環境影響評価の技術手法

第 3 条（守秘義務）

受注者は、本業務に関する全ての事項について機密を厳守し、他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

第 4 条（契約変更）

本業務における契約数量は、第 1 1 条に記載される数量のとおりとするが、数量に変更が生じた場合は協議のうえ契約変更の対象とする。

第 5 条（疑義）

受注者は設計図書に明記されていない事項、または不明事項や疑義等が生じた場合には、速やかに委託者に協議しなければならない。

第 6 条（管理技術者等）

受注者は、本業務の実施にあたっては、技術上の管理を行う管理技術者を定め、業務全般にわたって業務管理及び統括を行わなければならない。

第 7 条（TECRIS の登録）

受託者は、契約時又は完了時において、測量調査設計業務実績サービス（TECRIS）に基づき、受託・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けた上、受託時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容

の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第 8 条（目的）

一般県道砂原四方寄線整備事業において現在砂原四方寄線の一部供用開始を行っている。当該周辺地域については、平成 11 年度の事業着手前から事業施工中にかけて随時環境調査が実施されており、周辺環境への影響を判定・評価している。

本業務は、令和 7 年度の供用開始を受け周辺環境への影響の有無を把握することを目的とした環境影響事後調査業務である。

また、今後整備を進めていく砂原工区の周辺環境への影響の有無を把握することを目的とした環境影響実施前調査業務である。

第 9 条（履行場所）

本業務の履行場所は以下のとおりである。

- 1) 路線名：一般県道砂原四方寄線外 1 路線
- 2) 履行場所：熊本市西区谷尾崎外地内

第 10 条（貸与資料）

本業務の遂行上必要な資料の収集・調査等は受注者が行うものとするが、発注者が所有する委託業務に必要と認められる資料は、発注者がこれを貸与する。受注者が資料の貸与を受ける場合は、そのリストを作成して発注者に提出する。貸与された資料は、業務完了時にすべて返却しなければならない。尚、紛失・損傷した場合は弁償を行うこと。

第 11 条（業務内容）

1. 計画準備

本業務に関する契約図書、貸与資料等を十分把握し、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成する。

2. 現地調査

2.1 現地調査計画書の作成（池上工区・砂原工区）

既往調査を踏まえて、具体的な調査内容を記載した現地調査計画書を作成する。また、特別採捕許可申請等の現地調査の実施に必要な手続きを行う。

2.2 現地調査（池上工区・砂原工区）

現地調査項目については下記のとおりとする。（H30 年 環境影響事後評価 報告書より）

表 5.8 今後の調査項目一覧（供用開始後の環境監視）

No.	調査項目	調査対象地区	調査地点	調査時期・調査回数		備考
					H35～36	
1	道路騒音・振動	池上～花園南地区	(道路騒音) ・6 地点(環境影響評価予測地点) (道路振動) ・3 地点(環境影響評価予測地点)	【調査時期】 ・供用時の騒音の状況を代表すると認められる 1 日 【調査回数】 ・1 回 (24 時間測定)	○	—
2	大気質調査	島崎地区	(風向・風速調査) ・1 地点 (大気質) ・1 地点(事業実施前調査の対象箇所)	【調査時期】 ・風向・風速調査：供用時の四季 ・大気質調査：供用時の四季 【調査回数】 ・風向・風速調査：4 回 (各季 1 週間) ・大気質調査：4 回 (各季 1 週間)	○	本項目の実施有無については、工事中の環境監視調査の結果等により判断
3	低周波音空気振動	池上～花園南地区	(低周波音空気振動調査) ・住民からの苦情発生地点	今回実施無し	○	住民からの苦情が発生していない場合は、実施しなくてよい
4	日照・電波障害調査	—	—	—	—	調査対象外（花園工区対象）
5	動植物調査	池上地区 (池上工区・砂原工区)	(キュウシュウフクロウ調査) ・1 箇所 (供用開始後、実施前) (ムササビ調査) ・1 箇所 (実施前)	【調査時期】 ・1 月 (ムササビの求愛期・交尾期に該当) ・2 月 (キュウシュウフクロウの抱卵期に該当) 【調査回数】 ・1 回	○	—
		谷尾崎地区	(ムササビ調査) ・1 箇所	【調査時期】 ・1 月(ムササビの求愛期・交尾期に該当) 【調査回数】 ・1 回	○	—
			(ゲンジボタル・カワニナ調査) ・1 区間 (工事中の環境監視調査箇所)	【調査時期】 ・ゲンジボタルの発生時期 (6 月頃) 【調査回数】 ・1 回	○	谷尾崎川
		花園南地区	(アオブズク調査) ・1 箇所 (保全対策実施箇所)	【調査時期】 ・5 月 (アオブズクの繁殖期に該当) 【調査回数】 ・1 回	○	—
6	地下水調査	池上・谷尾崎地区	(地下水位) ・2 地点 (連続観測) ・4 地点 (定期観測) (流量) ・6 地点定期観測 (水質) ・1 地点 (飲用水)	【調査時期】 ・供用開始後1年間 【調査回数】 ・連続観測 (地下水位：自記水位計使用 (年)) ・定期観測 (地下水位：流量各月1回) ・定期観測 (水質 四季 各1回)	○	・連続観測 池上、谷尾崎 各 1 地点 ・定期観測 池上 3 地点、谷尾崎 1 地点 ・流量 池上 1 地点、谷尾崎 5 地点 ・水質 谷尾崎 1 地点 ※池上地区は工事にて水質試験実施とりまとのみ
		島崎・花園南地区	(地下水位) ・9 地点 (連続観測) ・3 地点 (定期観測) (流量) ・5 地点定期観測 (水質) ・3 地点 (雑用水、農業用水)	・連続観測 島崎 9 地点 ・定期観測 島崎 1 地点、花園 2 地点 ・流量 島崎 3 地点、花園 2 地点 ・水質 島崎 1 地点、花園 2 地点	○	
7	地盤沈下調査	—	—	—	—	調査対象外（砂原工区対象）

2.2.1 道路騒音・振動

1 日 24 時間の道路騒音・振動レベル

(1) 調査時期

調査時期は、暫定供用時及び全体供用時の騒音の状況を代表すると認められる 1 日

(2) 調査地点

調査地点は、予測評価を行った地点（調査地点 騒音：6 地点 振動：3 地点）

(3) 調査手法

調査手法は、表 1.1 に示すとおり、環境省告示又は総理府令により定められた方法に基づくものとする。

測定項目	測定方法	根拠法令等	測定高さ
道路騒音	JIS C 1509 の測定方法に定める普通騒音計及び精密騒音計を用い、JIS Z 8731 に定める騒音レベル測定方法により実施	「騒音に係る環境基準について」及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」	地上 1.2m
道路振動	JIS C 1510 の測定方法に定める振動レベル計を用い、JIS Z 8735 に定める振動レベル測定方法により実施	「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）	地表面

表 1.1

2.2.2 大気質調査

環境基準が定められた項目及び気象

自動車の走行に係る二酸化窒素、浮遊粒子状物質とし、併せて風向・風速の測定を実施する。

(1) 調査時期

調査時期は、暫定供用時及び全体供用時の4季、各季1週間

なお、調査時期に選定にあたっては、年末年始、年度末、GW及びお盆といった、社会活動が特異となる時期を避けることとする。

(2) 調査地点

調査地点は、事前調査を行った地点（島崎地区：1地点）

(3) 調査手法

調査手法は、表 1.2 に示すとおり、環境省告示又は気象庁により定められた方法に基づくものとする。

測定項目	測定方法	根拠法令等	測定高さ
二酸化窒素	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号)	地上 1.5m
浮遊粒子状物質	光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法 (濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる方法)	「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)	地上 1.5～4.0m (注)
風向風速	微風向風速計を用いた風向・風速観測	「地上気象観測指針」(気象庁 2002 年) に定める	地上 10m

表 1.2

2.2.3 動植物調査

- ・池上工区にて実施した動植物環境に配慮した対策の効果
- ・今後施工を行う砂原工区にて動植物環境に配慮した対策の検討
(ムササビ・キュウシュウフクロウのみ)

2.2.3-1 キュウシュウフクロウ調査（池上工区（池上地区）・砂原工区（池上地区））

(1) 調査時期

調査時期は、キュウシュウフクロウの繁殖期のうち、抱卵期にあたる2月頃を予定する。

(2) 調査箇所

調査箇所は、事業実施前調査により、路線（明かり部）の近傍でキュウシュウフクロウの生息が確認されている池上地区とする。

(3) 調査手法

調査手法は、表 1.4 に示すとおり、定点記録法とする。

調査手法	調査手法（詳細）
定点記録法	・懐中電灯と双眼鏡（8 倍～10 倍）を使用し、調査定点周辺におけるキュウシュウフクロウの生息・行動等を記録する「定点記録法」による夜間調査を実施する。 ・フクロウ類は、飛行や止まりを広い範囲で行うため、調査においては生息する個体数の把握や移動経路の確認を、目視観察だけでなく鳴き声からも推定する。 ・また、調査時間は、日没の時刻を基準とし、日没 1 時間前を調査開始、日没 3 時間後を調査終了とする合計 4 時間程度を予定する。

表 1.4

2.2.3-2 ムササビ調査（池上工区（池上地区、谷尾崎地区）・砂原工区（池上地区））

（1）調査時期

調査時期は、ムササビの繁殖期のうち、求愛・交尾期にあたる 1 月頃を予定する。

（2）調査箇所

調査箇所は、事業実施前調査により、路線（明かり部）の近傍でムササビの生息が確認されている池上地区・谷尾崎地区とする。

（3）調査手法

調査手法は、表 1.5 に示すとおり、直接観察法による夜間調査、フィールドサイン法による昼間調査とする。

調査手法	調査手法（詳細）
夜間調査	（直接観察法） ・懐中電灯と双眼鏡（8 倍～10 倍）を使用し、出現したムササビを移動しながら観察し、確認位置、確認時刻及び行動等を記録する。 ・調査時間は、日没の時刻を基準とし、日没 1 時間前を調査開始、日没 3 時間後を調査終了とする合計 4 時間程度を予定する。
昼間調査	（フィールドサイン法） ・過年度に確認された営巣地周辺等を踏査し、糞や食痕、営巣地の現状を確認する。

表 1.5

2.2.3-3 ゲンジボタル・カワニナ調査

（1）調査時期

調査時期は、ゲンジボタルの生活史を踏まえ、成虫の発生時期に該当する 6 月上旬頃を予定する。

（2）調査箇所

調査箇所は、平成 29 年に地元住民よりゲンジボタルの生息について情報提供のあった谷尾崎川（谷尾崎地区）を予定する。

(3) 調査手法

調査手法は、表 1.6 に示すとおり、工事中の環境調査と同様とする。

調査項目	調査手法
ゲンジボタル	・対象種の発生状況を把握しやすい夜間に任意踏査を実施し、分布状況、個体数、及び確認箇所周辺の環境について記録を行なう。
餌動物 (カワニナ)	・昼間に定性採集、目視確認等により実施し、採取された餌動物の個体数・採取箇所の環境について記録を行なう。

表 1.6

2.2.3-4 アオバズク調査

(1) 調査時期

調査時期は、アオバズクが渡来し、繁殖を開始する 5 月頃を予定する。

(2) 調査箇所

調査箇所は、事業実施前調査により、路線（明かり部）の近傍でアオバズクの生息が確認されている花園南地区とする。

(3) 調査手法

調査手法は、表 1.7 に示すとおり、定点記録法とする。

調査手法	調査手法（詳細）
定点記録法	・懐中電灯と双眼鏡（8 倍～10 倍）を使用し、調査定点周辺におけるアオバズクの生息・行動等を記録する「定点記録法」による夜間調査を実施する。 フクロウ類は、飛行や止まりを広い範囲で行うため、調査においては生息する個体数の把握や移動経路の確認を、目視観察だけでなく鳴き声からも推定する。 また、調査時間は、日没の時刻を基準とし、日没 1 時間前を調査開始、日没 3 時間後を調査終了とする合計 4 時間程度を予定する。

表 1.7

2.2.4 地下水調査

地下水位、湧水量、水質等

(1) 調査時期

調査時期は、供用後 1 年間とする。

- ① 地下水位(連続観測)：供用後に連続観測を実施（1 年間）
- ② 地下水位(定期観測)：供用後に月 1 回の頻度で定期観測を実施（計 12 回）
- ③ 湧水量（定期観測）：供用後に月 1 回の頻度で定期観測を実施（計 12 回）
- ④ 水質：供用後に豊水期（7 月）、渇水期（1 月）に採水を実施し水質分析を行う

(2) 調査箇所

調査箇所は、工事中の環境調査と同様に池上、谷尾崎地区、島崎地区、花園南地区とする。
調査数量については、表 1.8 に示す数量とする。

(3) 調査手法

調査手法は、表 1.9 に示すとおり、工事中の監視調査と同様とする。

調査項目		調査手法
地下水位	連続観測	池上・谷尾崎地区：2 箇所 島崎・花園南地区：9 箇所
	定期観測	池上・谷尾崎地区：4 箇所 島崎・花園南地区：3 箇所
流量	定期観測	池上・谷尾崎地区：6 箇所 島崎・花園南地区：5 箇所
水質		谷尾崎地区：1 箇所（飲用水） 島崎・花園南地区：3 箇所（雑用水、農業用水）

表 1.8

調査項目		調査手法
地下水位	連続観測	自記水位計を設置し、供用後に地下水位の連続観測を実施する。
	定期観測	触針式水位計を用い、供用後に地下水位の定期観測（月 1 回）を実施する。
流量	定期観測	容器法により、供用後に流量の定期観測（月 1 回）を実施する。※現地条件に応じて、調査手法の協議を行うこと。
水質		豊水期（7 月）、渇水期（1 月）に採水を行う。検査項目は、計測地点の使用用途により検査を実施する。（飲用水、雑用水、農業用水）

表 1.9

2.3-1 現地調査結果とりまとめ（池上工区）

上記の現地調査結果について、図表等を用いてわかりやすく整理する。

池上工区の水質試験については、施工中業者より試験結果を受領しとりまとめのみ行うこと。

2.3-2 現地調査結果とりまとめ（砂原工区）

砂原工区の動物調査（ムササビ・キュウシュウフクロウ）結果について、図表等を用いてわかりやすく整理する。

3. 事後調査報告書（案）【暫定供用時】の作成（池上工区）

平成 29、30 年度に作成した暫定供用時の事後調査報告書（素案）に本業務の現地調査結果を追加し、暫定供用時の事後調査報告書（案）及び事後調査報告書（案）要約書を作成する。

事後調査報告書（案）については、作成途中段階で熊本県環境部局との事前協議を 2 回行い、記載内容の調整を行う。

4-1. 報告書の作成（池上工区）

これまでの調査・検討結果を取りまとめ、報告書を作成する。

4-2. 報告書の作成（砂原工区）

今回の調査結果を取りまとめ、報告書を作成する。

5. 打合せ協議（熊本県環境部局との協議含む）

業務を円滑に実施するため、事前協議、中間協議（2 回）、最終報告を計 4 回行う。

また、熊本県環境部局との協議を事後調査報告書（案）作成段階で 2 回実施する。

1) 事前協議（計画準備）

2) 中間協議（1 回目：事後調査報告書（案）） ⇒ 熊本県環境部局協議（1 回目）

3) 中間協議（2 回目：事後調査報告書（案）修正） ⇒ 熊本県環境部局協議（2 回目）

4) 最終報告（報告書納品）

6. 成果品

本業務の成果品として、以下のものを「熊本市都市建設局土木部道路整備課西環状道路推進室」に納品する。

（池上工区）

- | | |
|------------------------|----|
| 1) 事後調査報告書(案)【A4版】 | 3部 |
| 2) 事後調査報告書(案) 要約書【A4版】 | 3部 |
| 3) 報告書【A4版】 | 3部 |
| 4) 電子データ【CD-R】 | 2部 |

（砂原工区）

- | | |
|----------------|----|
| 1) 報告書【A4版】 | 3部 |
| 2) 電子データ【CD-R】 | 2部 |

第12条（議事録）

本業務についての打合せ及び協議事項は、その都度議事録を作成し提出するものとする。

第13条（土地の立入り等）

受注者は、屋外で行う業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合には、発注者及び関係機関等と十分な協議を保ち業務が円滑に進捗するよう努めなければならない。尚、やむを得ない理由により現地の立入りが不可能となった場合には、ただちに報告し指示を受けなければならない。

受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、必要に応じ甲より身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

第14条（電子納品）

1) 本業務は、電子納品の対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

2) 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン（案）（土木編）に基づいて作成することとする。

3) 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R・DVD-R）で2部、印刷製本した成果品を3部提出する。なお、電子納品の対象外とした書類は、紙媒体により2部とする。

4) 成果品の提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第15条（訂正）

業務終了後といえども、成果に誤りがあった場合は、受託者の責任を持って直ちに訂正しなければならない。

第16条（週報）

毎週月曜日に先週の作業報告をまとめた成果及び今週の作業予定を記した週報を提出しなければならない。週報の提出方法についてはメールを基本とする。

第17条（ウィークリースタンス）

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、委託者、受託者の協力のもと取組むものとする。

第18条（検査）

受託者は成果品の引き渡しに当たっては期限を遵守し、かつ検査員の検査を受け入れなければならない。また、成果品の引き渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は受託者の負担において所要の訂正、又は修正を行うこと。

第19条（履行期間について）

履行期間については、契約日から令和9年（2027年）3月31日までとしているが、熊本市議会令和9年（2027年）第一回定例会において、繰越承認を得たうえで適正期間に変更する。（適正期間：契約日から令和9年（2027年）10月25日まで）

